

## 令和4年3月16日発生 福島県沖を震源とする地震で被災された皆さまへ 市営住宅及び市災害公営住宅の入居について(ご案内)

自宅が被災した市民に対して、空き部屋となっている市営住宅及び市災害公営住宅を案内します。詳しくは気軽にお問合せください。

### 【1. 対象となる方】

自宅が被災したために生活ができなくなった市民

### 【2. 入居可能な市営住宅及び市災害公営住宅】

	市営住宅	災害公営住宅
鹿島区	無し	無し
原町区	①桜井町団地 1戸(3DK) ②北長野団地 1戸(3DK)	無し
小高区	無し	無し

### 【3. 入居可能期間】

罹災証明発行日から3か月

※「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」「全壊」であって、解体することを余儀なくされた方は、3か月以降も住み続けることが可能です。

### 【4. 住宅使用料】

全額免除

※「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」「全壊」であって、罹災証明発行日から3か月以降も住み続ける場合は、世帯の所得に応じて住宅使用料がかかります。

### 【5. 入居者が負担する経費】

光熱水費

### 【6. 県の復興公営住宅】

福島県でも南相馬市内の復興公営住宅15戸程度を提供しています。

受付窓口は、福島県相双建設事務所行政課になります。

電話番号は、0244-26-1207です。

相談・受付窓口

南相馬市役所 本庁舎2階 建設部 建築住宅課 住宅係  
電話 0244-24-5253